第5章 料 編



亀山市男女が生き生き輝く条例

平成20年6月27日公布 畠山市条例第20号

わたしたちのまち亀山市は、豊かな自然と悠久の歴史を大切にしながら、市民、事業者、行政等が協働し、市民一人ひとりが主役となって、生き生きと輝くまちづくりを進めています。

本市を更に住み心地のよい豊かで魅力的なまちに発展させるためには、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考えやそれに基づく社会の制度や慣行を見直し、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、男女が共に助け合い、お互いを大切にし、お互いを認め合いながら心豊かに暮らせるまちの実現が重要です。

そこで、誰もが個性と能力を十分発揮でき、対等なパートナーとして、自らの意思で様々な活動に参画し、共に責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会の様々な分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいいます。
 - (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に格差を是正するための措置をいいます。
 - (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいいます。
 - (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいいます。
 - (5) 各種活動団体 地域活動及び市民活動を行う団体をいいます。
 - (6) 教育に携わる者 社会教育、学校教育、家庭教育その他あらゆる教育に携わる者をいいます。
 - (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に 対する身体的、性的、精神的、経済的又は社会的暴力をいいます。
 - (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、他の者に不快感若しくは精神的苦痛を与えること又は相手方の生活環境を害することをいいます。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。
 - (1) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を十分発揮できる機会を

確保すること。

- (2) 男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。
- (3) 男女が互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かし合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各 過程において参画する機会を確保すること。
- (5) 男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。
- (6) 家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子どもを産み育てやすい環境づく りに努めること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

(協働)

第4条 市及び市民等は、男女共同参画社会の実現に協働して取り組むものとする。

(市の青務)

- 第5条 市は、基本理念に基づき男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力して施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、様々な分野における活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会等の確保及び 職場における活動と家庭、地域等における活動との両立ができる職場環境の整備に積極的に努め るものとする。

(各種活動団体の責務)

第8条 各種活動団体は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第9条 教育に携わる者は、教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画に関する理解を

深める教育に努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第10条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な場において、次に掲げる行為をし

てはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(基本計画の策定)

- 第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 長期的な目標及び総合的な施策
 - (2) 施策の推進に必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する重要な事項
- 3 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、社会の様々な場における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備)

第13条 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関の協力の下に施策を推進するため、体制整備に努めるものとする。

(相談)

第14条 市は、市民等から第10条に規定する性別による差別的取扱い等に関する相談があった場合は、関係機関と連携を図り、相談者に対し、必要な支援を行う等適切に対応するものとする。

(串出等)

- 第15条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、亀山市男女共同参画審議会に報告するとと もに、適切な処理に努めなければならない。

(調査研究)

- 第16条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。
- 2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(亀山市男女共同参画審議会)

- 第18条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定又は変更に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員12人以内で組織し、その数は、原則として男女同数とする。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募により選出された者
 - (3) 市内の事業者から推薦された者
 - (4) 各種活動団体の代表者
 - (5) 教育に携わる者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
 - (亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



亀山市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市男女が生き生き輝く条例(平成20年亀山市条例20号)第18条第8項の規定に基づき、亀山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、行政改革室において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

附 則

この規則は、平成21年2月9日から施行する。



亀山市男女共同参画審議会委員

任期:平成23年2月10日~平成25年2月9日

No.	氏 名	選出	区分
1	石阪 督規 (会 長)	条例第 18 条第 5 項第 1 号該当	学識経験を有する者
2	表 典子 (副会長)	条例第 18 条第 5 項第 1 号該当	学識経験を有する者
3	石原 正	条例第 18 条第 5 項第 2 号該当	公募により選出された者
4	中根 満子	条例第 18 条第 5 項第 2 号該当	公募により選出された者
5	若菜 光子	条例第 18 条第 5 項第 3 号該当	市内の事業者から推薦された者
6	豊田 勉	条例第 18 条第 5 項第 3 号該当	市内の事業者から推薦された者
7	近藤 巧	条例第 18 条第 5 項第 4 号該当	各種活動団体の代表者
00	中村 愛	条例第 18 条第 5 項第 4 号該当	各種活動団体の代表者
9	大森 文男 (平成 23 年 5 月 7 日就任)	条例第 18 条第 5 項第 5 号該当	教育に携わる者
10	飯場 寿美	条例第 18 条第 5 項第 5 号該当	教育に携わる者

敬称略



亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会設置要綱

平成23年7月1日

(設置)

第1条 要保護児童の早期発見と適切な保護並びに要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を行うとともに、DV被害者への適切な支援を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項に規定する組織として、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 要保護児童 法第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。
 - (2) 要支援児童 法第6条の2第5項に規定する要支援児童をいう。
 - (3) 特定奸婦 法第6条の2第5項に規定する特定奸婦をいう。
 - (4) DV被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受け、保護する必要が生じ、又は生じるおそれのある者をいう。

(所掌業務)

- 第3条 協議会は、法第25条の2第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) DV被害者に関する情報その他DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換及びDV被害者に対する支援の内容に関する協議
 - (2) DV被害者の適切な保護に対する関係機関等の連携及び協力の推進
 - (3) 広報及び啓発活動の推進
 - (4) 前各号に定めるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関若しくは関係機関の代表者又は児童の福祉に関連する職務 に従事する者(以下「関係機関等」という)をもって構成し、協議会の委員(以下「委員」という。) は、関係機関等に属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議とする。

(代表者会議)

- 第8条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するように環境整備を行うため、次の各号に掲げる 事項について協議する。
 - (1) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)並びにDV被害者への 支援に関するシステム全体に関すること。
 - (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
 - (3) 実務者会議から受けた活動状況報告の評価に関すること。
 - (4) その他代表者会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議は、協議内容に応じ、会長が必要と認める委員をもって構成する。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、議長となる。
- 4 代表者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は 資料の提出を求めることができる。
- 5 代表者会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、一部又は全部を公開しないことができる。

(実務者会議)

- 第9条 実務者会議は、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童等及びDV被害者への支援に関する施策に反映するため、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 定例的な情報交換又は個別ケース会議で課題となった事項の更なる検討に関すること。
 - (2) 要保護児童等及びDV被害者の実態把握に関すること。
 - (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
 - (4) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
 - (5) 広報及び啓発活動に関すること。
 - (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 実務者会議は、要保護児童対策調整機関(法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関をいう。以下同じ。)が、協議すべき内容に応じて指定する関係機関等の代表者をもって組織する。
- 3 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。
- 4 実務者会議は、非公開とする。

(個別ケース会議)

- 第10条 個別ケース会議は、個別の要保護児童等及びDV被害者への具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 要保護児童等及びDV被害者の状況把握並びに問題点の確認に関すること。
 - (2) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
 - (3) 支援方針の確立及び役割分担の決定並びにその認識の共有に関すること。
 - (4) その他個別ケース会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて指定する関係機関等の担当職 員をもって組織する。
- 3 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。
- 4 個別ケース会議は、非公開とする。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第11条 法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、亀山市健康福祉部子 ども総合センターを指定する。

(守秘義務)

第12条 協議会の構成員は、法第25条の5の規定により、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、健康福祉部子ども総合センター子ども支援室において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って 定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

所属区分	関係機関等	
保健福祉関係機関に属する者	三重県北勢児童相談所	
	三重県女性相談所	
	三重県鈴鹿保健福祉事務所	
	亀山市ファミリーサポートセンター	
	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	
	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	
	三重県児童養護施設協会	
	三重県母子生活支援施設協議会	
	亀山市健康福祉部	
	亀山市立(私立)保育所園長会	
教育関係機関に属する者	亀山市教育委員会	
	亀山市立小中学校長会	
	亀山市立幼稚園長会	
	みずきが丘道伯幼稚園	
医療関係機関に属する者	社団法人 亀山医師会	
	社団法人 三重県歯科医師会亀山支部	
司法・警察関係機関に属する者	三重弁護士会	
	三重県亀山警察署	
その他市長が必要と認める者	津地方法務局	
	亀山市人権擁護委員	
	亀山市PTA連合会	
	亀山保護司会	
	亀山市文化部	
	亀山市消防本部	



男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号 同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目 次

前文

第1章 総則(第1条一第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条-第28条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内にお

いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的 な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすこと により、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なもの とするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の青務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣 議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本 計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ー 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府 の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理 大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ー 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公 布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、 別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



三重県男女共同参画推進条例

平成12年10月13日 三重県条例第73号

目 次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条-第12条)

第3章 三重県男女共同参画審議会(第13条一第18条)

附 則

21 世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務 を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現すること を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会 に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該 機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

- 第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。
 - 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
 - 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
 - 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
 - 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

- 第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。
- 2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町との協働)

第7条 県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

- 第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - ー 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 前項第一号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。
 - 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
 - 二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
 - 三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
 - 四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項
 - 五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条第一項の三重県男女共同参画 審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

- 第9条 県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を 行うものとする。
- 2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に 係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機 会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うもの とする。

(財政上の措置)

第10条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第 12 条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

- 第13条 知事は、三重県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - ー 基本計画に関して、第八条第四項に規定する事項を処理すること。
 - 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
 - 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、 知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。
- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の十分の四末満とならない ものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

- 第 15 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第17条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。
- 2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日三重県条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。附 則(平成17年10月21日三重県条例第67号)
- この条例は、平成 18年1月10日から施行する。



用語解説

◆ 育児休業・介護休業制度

平成13年2月に改正した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、平成3年法律第76号「育児休業等に関する法律」を名称変更・内容充実等をされたもので、その内容としては、1歳未満の子を養育する労働者、または介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育または家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができることや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的としている。

◆ 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項に基づき、300人を超える従業員を有する企業の事業主が策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などに関する企業の取り組みについて、達成すべき目標、講ずるべき措置の内容等を記載する。

◆ NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を持つものは特定非営利活動法人(NPO法人)と呼ばれる。

◆ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要なことから、「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの

◆ 権利擁護事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などが地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う事業。

◆ ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

Gender Empowerment Measure。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI(Human Development Index:人間開発指数)が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

◆次世代育成支援対策推進法

これまでの少子化対策の取り組みに加え、さらに踏み込んだ対策を総合的に推進するため、 平成15年7月に成立・公布された法律。この法律では、次代を担う子どもの育成環境の整備 を行うため、国や地方公共団体及び一般事業主(300人を超える事業所)に「行動計画」の 策定が義務づけられている。

◆ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効した。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

◆ 女性に対する暴力をなくす運動

内閣府男女共同参画局では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間と定めている。

◆ セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が書されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。(2007年(平成19年)4月1日施行の改正男女雇用機会均等法では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが義務化)

◆ 男女雇用機会均等法

昭和61年に施行された、我が国唯一の男女平等法。募集、採用、昇進、教育訓練、定年、解雇など、様々な分野で男女労働者を均等に扱うことが定められている。正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。なお、平成9年に改正され、平成11年4月に全面施行された。改正後の均等法は、募集・採用・昇進、教育訓練・退職・解雇等における差別禁止や母性健康管理規定が事業主の努力義務規定から禁止規定に強化された。また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する

規定なども設けられている。

◆ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

◆ 男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けている。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

◆ 特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項に基づき、国及び地方公共団体などが策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な環境の整備などに関する取り組みについて、達成すべき目標、講ずるべき措置の内容等を記載する。

◆ ドメスティック・バイオレンス(DV)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

◆ ファミリーサポートセンター

急な残業の際などの変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、「援助を受けたい人」「援助を提供できる人」が会員となり、地域において育児の相互援助活動を行う会員組織を設置し、サービスを提供するもの。

◆ ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

◆ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態をいいます。

◆ メディア・リテラシー

膨大な情報の中から、必要な情報を選択し、主体定期に読み解く力



男女共同参画に関する市民意識調査

調査の概要

1. 調査目的

本調査は、亀山市における男女共同参画行政を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的に実施したものである。

2. 調查項目

- (1) 男女共同参画社会について
- (2) 家庭生活について
- (3) 男女平等について
- (4) 子育てについて
- (5) 健康・介護について
- (6) 就労について
- (7) ワーク・ライフ・バランスについて
- (8) ドメスティック・バイオレンス(配偶者・恋人などからの暴力) などについて
- (9)社会参加について

3. 調査設計

① 調査地域:市内全域

② 調査対象者 :市内に居住する18歳以上の男女

③ 標 本 数 : 1,500名④ 抽 出 法 : 無作為抽出

⑤ 調査期間 : 平成23年6月17日~7月11日

⑥ 調査方法 :調査票による本人記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査法

4. 回収結果

回収率

① 有効回収数 : 740名② 有効回収率 : 50.2%



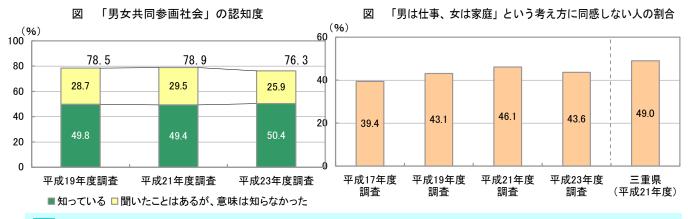
市民意識調査概要版

亀山市の男女共同参画って どうなっているの?

男女共同参画に対する市民意識

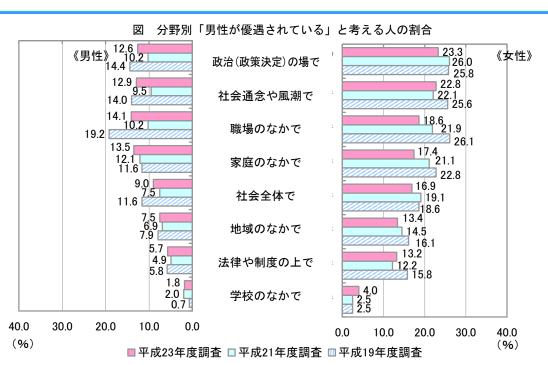
平成 23 年度調査では、「男女共同参画社会」という言葉を知っている人は 50.4%、聞いたことがある人も含めると、認知度は 76.3%となっています。

また、平成 23 年度調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合が 43.6%となっており、固定的性別役割分担につながる意識が払拭しきれていない現状があります。



■ 男女の地位は平等になってきている?

平成 23 年度調査では、女性は男性よりすべての分野で「男性の方が優遇されている」と感じています。 平成 21 年度調査結果と比較すると、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が減少していますが、 「政治(政策決定)の場で」、「職場のなかで」、「家庭のなかで」などでは依然、女性の不平等感が高くなっています。



64

■ 家庭での役割分担は女性、男性で偏っている?

図 家庭生活の中で「ほとんど女性がしている」割合

平成 23 年度調査では、「洗濯」、「食事の支度」、「日常家計管理」、「食事の後片付け」において女性が担っている割合が高くなっています。

ただし、これらの項目は、平成 21 年度調査結果と比較すると、女性が担っている割合が減少しています。

また、子育てについても、男性の意識で母親がするものという固定概念が払拭されつつあることがうかがえます。

性別による固定的な役割分担ではなく、お 互いを尊重しながら、協力して役割を担うこ とが必要です。

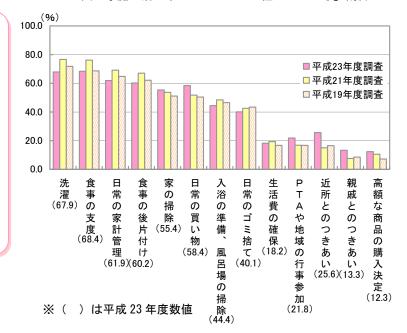
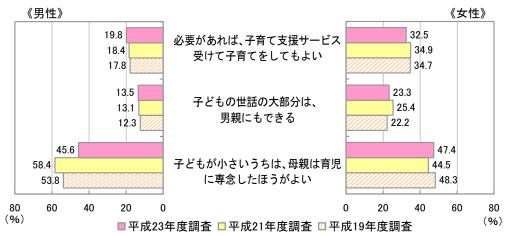


図 子育てについて、それぞれの意見に「そう思う」と考える人の割合

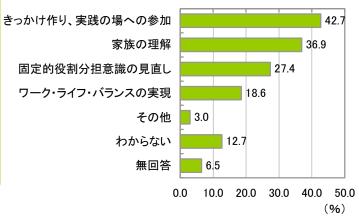


■地域で女性が活躍していくために必要なこと

平成 23 年度調査では、自治会や地域団体など、地域社会において、女性が活躍していくために 必要なことは、「きっかけ作り、実践の場への参加」「家族の理解」が多くなっています。

地域活動において、男女それぞれの視点を取り入れることは地域の活性化につながるものです。 このため、男女ともに地域活動に積極的に関わることが大切です。

図 自治会や地域団体などで女性が活躍していくために必要なこと



ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

平成 23 年度調査では、「仕事」、「家庭生活」、 「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実は以 下です。

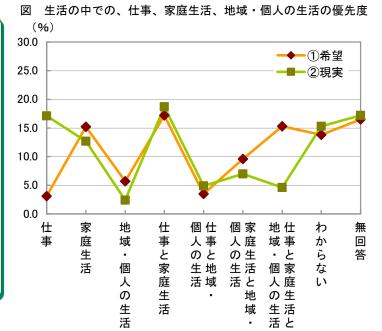
【希望】

- 1 位 仕事と家庭生活
- 仕事と家庭生活と地域・個人の生活
- 3位 家庭生活

【現実】

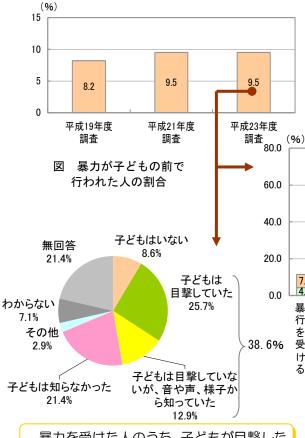
- 1位 仕事と家庭生活
- 2位 仕事
- 3位 家庭生活

仕事と家庭生活のバランスは希望と現実で大 きな差はありません。今後も一人ひとりが仕事と 生活の調和を図りながら望んだ生き方ができる 社会づくりが求められます。



DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害

結婚相手や恋人から暴力を受けたことがある人の割合



暴力を受けた人のうち、子どもが目撃した り、様子から知っていた人は、38.6%です。 子どもの前で暴力を振るうことは、子ども の人格形成に影響を及ぼし、児童虐待ともな る行為です。

平成 23 年度調査では、これまでに結婚相手や 恋人から暴力を受けた経験のある人は 9.5%と なっています。

■1・2度あった

□何度もあった

2.9

そ

の

図 暴力の内容と頻度

20.0



暴力

暴力

暴力

66

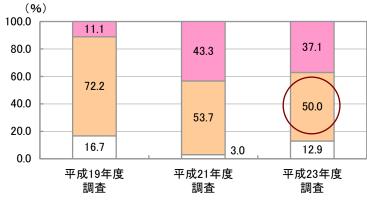
身体的暴力

■ DV(ドメスティック・バイオレンス)被害の相談状況

平成 23 年度調査では、暴力を受けた人のうち、どこにも相談しなかった人は、平成21 年から減少しているものの、半数を占めています。

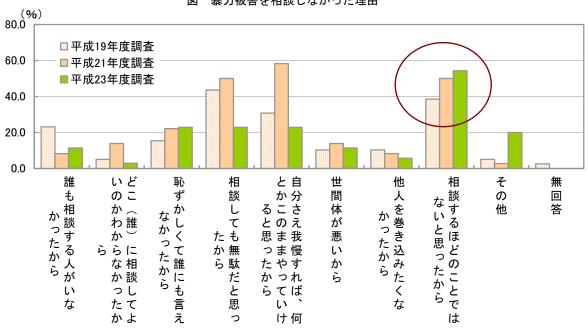
相談しなかった理由では、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が最も高く、また平成21年から増加しています。 DV被害者は自身の被害度を過小に判断する傾向がみられ、相談しやすい体制が求められます。

図 暴力被害の相談状況



■相談した ■相談しなかった □無回答

図 暴力被害を相談しなかった理由



平成 23 年度調査では、暴力を受けた人の、被害の種類としては「大声でどなられたり、暴言を吐かれる」ことが最も多くなっています。

このような暴力は、性別・年齢にかかわらず重大 な人権侵害であるという認識を高め、暴力を許さな い社会づくりが必要です。 ※ドメスティック・バイオレンス (DV) 配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に対する身体的、精神的、性的、 経済的又は社会的暴力を言います。

■平成23年度実施 「男女共同参画に関する市民意識調査」より作成

(調査票送付:1,474件 回収率:50.2% 有効回答数:740件)

■男女共同参画に関する問い合わせ先 亀山市文化部共生社会推進室

TEL: (0595) 84-5066 FAX: (0595) 82-9955 E-mail: kyoseisyakai@city. kameyama. mie. jp

亀山市男女共同参画基本計画2012



平成24年 月発行

[発行] 三重県亀山市 [編集] 亀山市文化部共生社会推進室 〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地電話 0595-84-5066 FAX 0595-82-9955URL http://www.city.kameyama.mie.jp